

役員に関する主な検討項目

項目	推進会議	専門部会検討結果
一体型・分離型	一体型	—
副理事長	定数 1 人	—
理事		定数 5 人以内 担当 教育・学生支援 研究・地域連携 総務 財務・経営 企画・広報・法務・渉外等
監事	定数 2 人以内 任期 2 年 非常勤	—
学外者の参画の有無とその人数		副理事長又は理事に学外者を任命しなければならない(人数は記載しない) <学外者のイメージ> 総務担当...企業等の人事・労務管理担当 財務・経営担当...企業経営, 大学経営関係者
常勤・非常勤		非常勤理事は, 常勤に近い勤務形態とし, 担当の職務をもつ。
最初の学長の任期		(継続審議) 中期計画との連動性に配慮する必要がある。

「ゴシック体」は, 推進会議において決定した事項

先行法人における理事等の設置状況（同規模法人）

法人名 (学生数：人) (学部数)	理事長と学長 の関係	理事長		副理事長		理事				役員会等の有無 位置付け（審議機 関との関係）	
		定款	現員	定款	現員 (担当)	定款 (学外者)	現員 (学外者)	担当	職務、前職等		
岩手県立大学 (1,997) (4)	分離	1人	1人	3人以内	1人	8人以内 (規定有)	6人 (2人)	教学	常	副学長	×
								総務	常	副学長，事務局長	
								教育・学生支援	常	教育・学生支援本部	
								研究・地域連携	常	研究・地域連携本部	
								担当なし	非	(株)CSKホーディングス	
								担当なし	非	(株)ジョイス	
秋田県立大学 (1,513) (2)	一体	1人	1人	1人	1人 (企画広 報) 国立大学 事務局OB	4人以内	4人 (2人)	研究・地域貢 献	常	副学長	役員会 ：審議機関の審議結 果を踏まえ、役員会 が最終決定を行う。
								教育本部長	常	(教員)	
								財務本部長	常	元秋田銀行監査役	
								総務本部長	常	事務局長，県OB	
福井県立大学 (1,593) (3)	分離	1人	1人	1人	1人	4人以内 (規定有)	4人 (1人)	教育	常	副学長	理事会 ：両審議機関の相互 調整を図り、経営、 教学に係る重要事項 を意思決定をする 際、理事間の合意形 成を図る趣旨で設置
								研究	常	副学長	
								経営	常	事務局長 (県から派遣)	
								担当なし	非	(株)鎌仁商店 代表取締役社長	
滋賀県立大学 (2,278) (4)	一体	1人	1人	1人	1人 (総務) 県OB	5人以内 (規定有)	5人 (3人)	研究・評価	常	(教員)	役員会 ：審議機関は、役 員会の諮問に依り て審議を行う。 ：審議機関は、役 員会に意見又は報 告を行う。
								教育	常	(教員)	
								地域貢献・渉 外	常	元松下電工(株) 取締役	
								経営 理事長特命	非	日本電子硝子(株) 取締役会長	
								教育研究 理事長特命	非	城西国際大学客員教授	
神戸市 外国語大学 (1,580) (1)	一体	1人	1人	1人	0人	4人以内	3人 (0人)	総務	常	事務局長	理事会 ：理事会の決定前 に審議機関で事前 審議を行う。
								学務	常	学生支援部長	
								学術	常	大学研究所長	
岡山県立大学 (1,420) (3)	一体	1人	1人	1人	1人	3人以内 (規定有)	3人 (1人)	経営	非	岡山経済同友会 代表幹事	役員会 ：審議機関で審議 した後に役員会で 議決する。
								教育研究	常	学生部長	
								産学官連携担当	常	地域共同研究機構長	
広島県立大学 (2,585) (4)	一体	1人	1人	不設置	-	5人以内 (規定有)	5人 (2人)	総務・経営企画	常	事務局長	役員会 ：審議機関が審 議、議決した事項 のうち、定款で定 める重要事項につ いて役員会の議を 経る。
								研究・地域貢献	常	副学長	
								教育・学生支援	常	副学長	
								担当なし	非	(株)石崎本店 代表取締役会長	
								担当なし	非	地域共同研究機構長	
山口県立大学 (1,338) (4)	一体	1人	1人	1人	1人 (経営) 事務局長	3人以内 (1/2 以上)	3人 (2人)	教育研究	常	副学長	×
								経営	非	法界寺住職	
								教育研究	非	山口県商工会議所連 合会専務理事	

は、学外者(任命の際、法人の役員又は職員でない者)。
 学生数は、平成18年5月1日における学部の総現員で、留学生、休学生を含む。(夜間部は含まず。)同時点の宮城大
 食産業学部完成時における宮城大学の学部の収容定員は1,680人
 「理事長と副理事長の関係」、「理事長」、「副理事長」、「理事」の定款・現員、「役員会の有無等」は県立大学調査による。
 「副理事長」、「理事」の担当は、上記調査のほか、平成19年1月の文部科学省調査、各大学HPに基づき作成。

学長の任期

【制度の概要】

最初の学長の任期

6年を超えない範囲内で定款で定める。

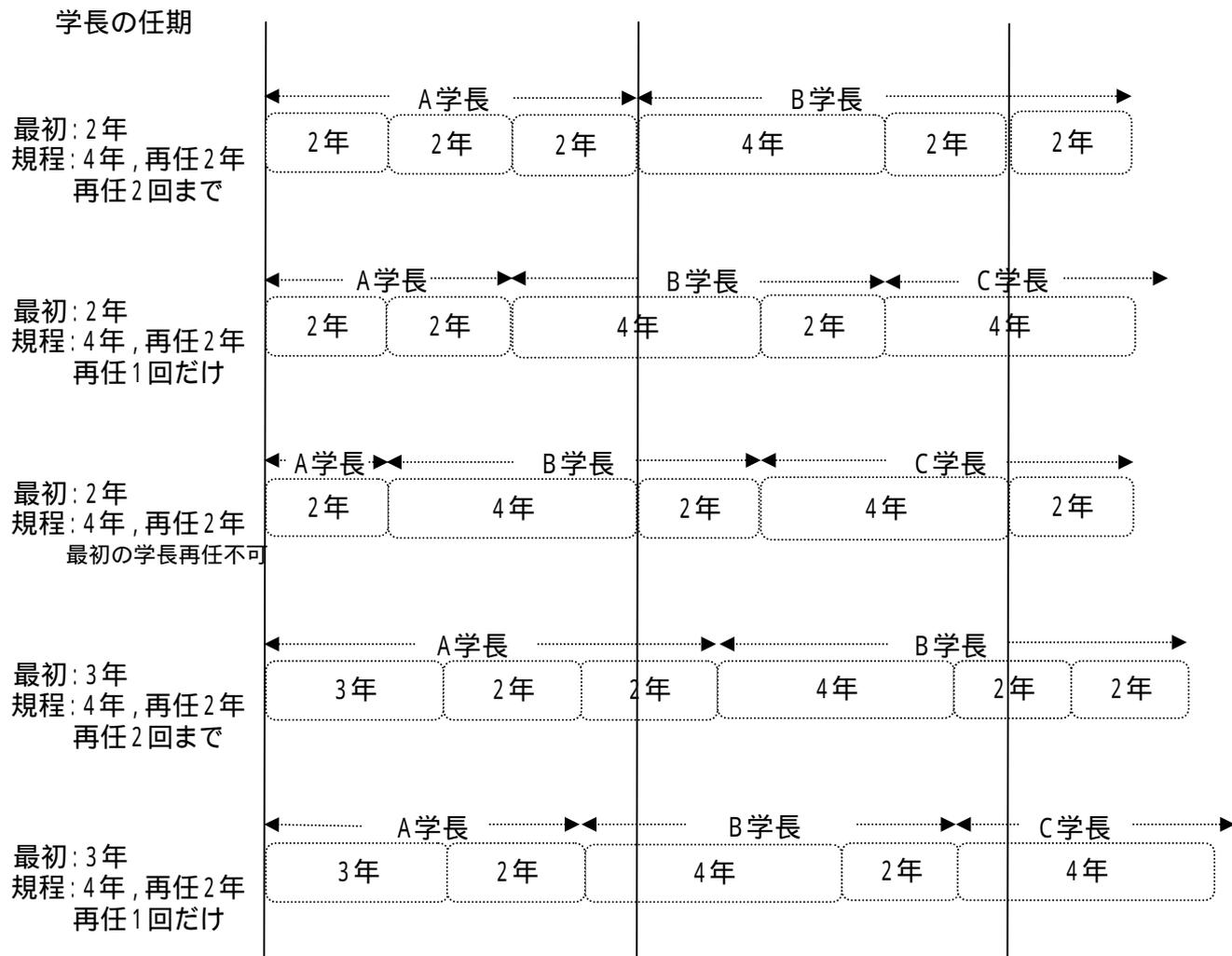
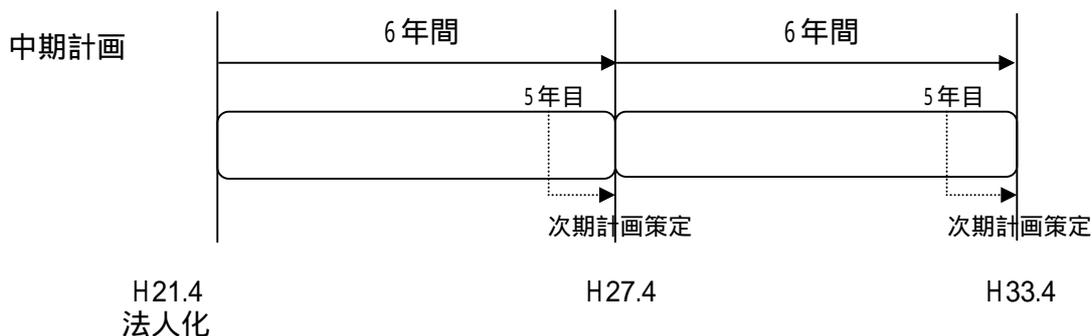
2回目以降の学長の任期

2年以上6年を超えない範囲内で選考機関の議を経て法人の規程で定める。

【考え方】

最初の学長の役割は、大学の法人化を軌道に乗せることである。

学長の任期を決めるに当たっては、中期計画との連動性を考慮する必要がある。



役員に関する定款記載例

法人化推進会議での検討結果
地方独立行政法人法
検討を要する事項

定款記載例	推進会議の検討結果等															
<p>(役員の定数)</p> <p>第 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、<u>理事 人以内</u>及び監事 2 人以内を置く。</p> <p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。 監事は、法人の業務を監査する。 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。</p> <div data-bbox="215 1050 1120 1273" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">任命</td> <td style="text-align: center; width: 30%;">代表権</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[知事]</td> <td style="text-align: center;">[理事長] = [学長]</td> <td style="text-align: center;">[選考機関]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">任命</td> <td style="text-align: center;">任命</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[監事]</td> <td style="text-align: center;">[副理事長] 代表権</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[理 事]</td> <td></td> </tr> </table> </div>	任命	代表権		[知事]	[理事長] = [学長]	[選考機関]	任命	任命		[監事]	[副理事長] 代表権			[理 事]		<p>副理事長を置き、定数を 1 人とする。 監事の定数を 2 人以内とする。 理事の定数</p> <p>役員の職務及び権限について規定（法第13条）</p> <p>代表権</p> <p>「代表権」とは、代表者として行為する権限をいい、法人のある機関がした行為が、そのまま法人がした行為とされる場合に、その機関は法人を代表するという。</p> <p>地方独立行政法人法では、法人の理事長及び副理事長が代表権を有する。ただし、法人の理事長又は副理事長の利益が背反する事項については、これらの者は代表権を有さず、監事が法人を代表する。</p> <p>「総理」と「掌理」</p> <p>「総理」...物事を総合的に処理すること。国、地方公共団体、特殊法人、行政機関の長等がその所掌事務をつかさどり、かつ、総合的に管理し、処理すること。</p> <p>「掌理」...一定の事務を所掌し、これをおさめること。国、地方公共団体、特殊法人等の所掌事務を表すときに用いられる。類語の「統括」「総括」「統理」「総理」等が包括的におさめる意味であるのに対し、直接に事務をおさめる意味。</p> <p>「事故があるとき」と「欠けたとき」</p> <p>「事故があるとき」...長期又は遠隔の旅行、病気その他の理由により、在職しているが、職務を執りえないとき。</p> <p>「欠けたとき」...死亡、辞任等により、欠員となったとき。</p>
任命	代表権															
[知事]	[理事長] = [学長]	[選考機関]														
任命	任命															
[監事]	[副理事長] 代表権															
	[理 事]															

定款記載例	推進会議の検討結果等
<p>(理事長の任命等)</p> <p>第 条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。 理事長は、大学の学長となるものとする。</p> <p>(理事長以外の役員の任命)</p> <p>第 条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。 監事は、知事が任命する。 <u>理事長は、副理事長及び理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が副理事長又は理事に含まれるようにしなければならない。</u></p> <p>(役員の任期)</p> <p>第 条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。 副理事長及び理事の任期は、理事長が定める。 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>役員は、再任されることができる。この場合において、副理事長及び理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第 条第 項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。</u></p> <p>附 則 (最初の学長の任期の特例)</p> <p>第 条第 項の規定にかかわらず、法人が設置する大学設置後最初の学長の任期は、<u> 年</u>とする。</p>	<p>理事長の任命について規定（法第71条第2項） 学長が理事長となる一体型とする。</p> <p>副理事長及び理事の任命について規定（法第71条第9項） 監事の任命について規定（法第14条第2項） 学外者の参画</p> <p>学長となる理事長の任期について規定（法第74条第1項）</p> <p>副理事長及び理事の任期について規定（法第74条第4項） 監事の任期は2年とする。 補欠の監事の任期について規定（法第15条第1項） 役員の再任について規定（法第15条第2項） 学外者の参画がある場合における再任時の見なし規定</p> <p>最初の学長の任期の特例について規定（法第74条第2項） 最初の学長の任期</p>